（注）裏面の注意事項を参照してください。　※印欄は記入しないでください。

受 付 印

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 短期請求等様式第21号 | 決 裁 | 事務局長　　　　 | 次　長 | 課　長 | 課長補佐 | Ｇ　Ｌ | 担　当 | 合　議 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|
| ※ 決 定 年 月 日 |  |
| **育児時短勤務手当金請求書** | 決定額 | ※円 |
| 組合員等記号・番号 | 　　　‐ | 組合員氏 名 |  | 所属所名 |  |
| 育児時短勤務期間 | 初日 | 年　　月　　日 | 終了(予定)日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 育児短時間勤務に係る子 | 氏名 | 　 | 生　年　月　日 | 満2歳に達する日 |
| 　　　年　　月　　日 | 年　　月　　日　 |
| 育児時短勤務開始時の標準報酬月額 | 円　 | 請　求　期　間 | 年　　　　月　　　日から年　　　　月　　　日まで |
| 証明事項 | 雇用保険加入 | 　　　　有　　　　　・　　　　　無 |
| 育児時短勤務期間 | 初日 | 年 月 日 | 末日 | 年 月 日 |
| 育児時短勤務期間に変更があった場合 | 変更後の末日 | 年 月 日 |
| 育児時短勤務を開始する前の一週間の所定勤務時間 | 　　　　　　　　　　　時　間 |
| 支給対象月中の一週間の所定勤務時間 | 時　間　　 |
| 支給対象月に支払われた報酬の額（1月当たりの通勤手当及び寒冷地手当含む） | 円  |
| その他報酬に対する特記事項 | 　通勤手当：　有 ・ 無　（該当するものに〇で囲んでください。）**１月当たりの通勤手当の額：　　　　　　 円** 寒冷地手当：有 ・ 無　（該当するものに〇で囲んでください。）**１月当たりの寒冷地手当の額：　　　　　　円**　　＝（ 　　　　　　円 × 　　　か月 ÷ １２）　　　　 　 支給月額　　× 支給月数 ÷ １２月（円位未満切り捨て）※標準報酬の月額等の決め方と同様の取扱いです。 |
| 上記証明事項について、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 職 名 所属機関の長 氏 名  |
| 上記のとおり請求します。滋賀県市町村職員共済組合理事長　様 住 所 年 月 日 請求者  氏 名 |
| 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 職 名 所属所長 氏 名 |

　　注意事項

１　この請求書は、育児時短勤務を行った月経過後に、育児時短勤務を行った月ごとに提出してください。

２　「育児時短勤務開始時の標準報酬月額」欄は、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額について記載してください。

３　「育児時短勤務終了予定年月日」欄は、育児時短勤務に係る子が２歳に達することにより育児時短勤務手当金の支給が終了する場合には、当該子の２歳の誕生日の前々日を記載してください。

４　「育児時短勤務を開始する前の一週間の所定勤務時間」欄は、育児時短勤務に入る前の本来の一週間の所定勤務時間を記載してください。

５　「支給対象月中に支払われた報酬の額」欄は、支給対象月に支払われた報酬（臨時のもの及び３か月を超える期間ごとに支払われるものを除く。）の額を記載してください。

また、通勤手当が数か月分一括して支給される場合は、通勤手当額を支給月数で除して得た額を報酬額に含めてください。

なお、寒冷地手当が支給される場合は、支給月額に支給月数を乗じて得た額を１２で除して得た額（円位未満切捨て）を報酬額に含めてください。

６　「その他報酬に対する特記事項」欄は、通勤手当がある場合には、１月当たりの通勤手当の金額及び支給単位期間を記入してください。

　　また、寒冷地手当がある場合には、１月当たりの寒冷地手当の金額を記入してください。

７　請求時に添付する書類

|  |  |
| --- | --- |
| 確認する要件 | 必要書類 |
| 育児時短勤務の申出に係る子が２歳に満たないこと（初回請求時のみ） | ・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等、子との関係と年齢がわかる書類の写し |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認する要件 | 必要書類 |
| 育児時短勤務の申出に係る子が亡くなったこと | ・戸籍謄本、死亡診断書等、子が亡くなったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子が２歳に達したこと | ・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等、子との関係と年齢がわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったこと | ・辞令等、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと | ・辞令等、新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子が２歳に達する前に育児時短勤務を終了したこと | ・辞令等、子が２歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子と離縁又は養子縁組の取消（養子の場合）をしたこと | ・離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子が他の者の養子となったこと | ・戸籍謄本等、子が他の者の養子となったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子と同居しないこととなったこと | ・住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したこと | ・審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定によりなされた同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたこと | ・里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、疾病、負傷又は身体条若しくは精神上の障害により、育児時短勤務の申出に係る子を養育することが出来ない状態になったこと | ・医師の診断書等、子を養育することが出来ない状態になったことがわかる書類の写し |

８　最終請求時に添付する書類